

社会福祉法人 順和

短期入所生活介護事業・介護予防短期入所生活介護事業

(特別養護老人ホーム 鹿助荘)

運 営 規 程

社会福祉法人 順和

短期入所生活介護事業・介護予防短期入所生活介護事業

特別養護老人ホーム 鹿助荘

運 営 規 程

第 1 条 社会福祉法人順和が実施する指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護事業（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活指導員、介護職員、看護職員、及び機能訓練指導員等の職員（以下「従事者」という。）が利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため、要介護者又は要支援者に対し、適正な指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

（運営方針）

- 第 2 条 事業所の従事者は、利用者が要介護状態等になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護、その他の日常生活上の世話及び機能回復訓練を行う。
- 2 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った各種サービスを、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択を重視しながら、総合的かつ効率的にサービスを提供する。
 - 3 事業の運営に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、保険者、居宅介護支援事業者、居宅介護サービス事業者、その他保健・医療・福祉サービスを提供するものと密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
 - 4 事業所は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
 - 5 事業所は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
 - 6 前 5 項のほか、「福岡市指定介護老人福祉施設の指定並びに人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 特別養護老人ホーム 鹿助荘
- (2) 所在地 福岡県福岡市南区西長住二丁目1番57号

(従事者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従事者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
特別養護老人ホーム(指定介護老人福祉施設鹿助荘)の施設長兼務とする。管理者は、従事者の管理、事業の利用申し込みの係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を行うとともに、従事者にこの規程を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
- (2) 事務職員 2名以上
施設の運営管理、庶務及び経理の事務処理に関すること。
特別養護老人ホーム(指定介護老人福祉施設)鹿助荘の事務職員と兼務
- (3) 生活相談員 1名以上
利用時に於ける面接手続・事務等と利用者処遇に関すること及び苦情や相談等に関することとする。特別養護老人ホーム(指定介護老人福祉施設)鹿助荘の生活相談員と兼務
- (4) 看護職員、介護職員
看護職員→医師の指示のもと利用者の看護、保健衛生に関すること。
介護職員→利用者の日常生活の介護に関すること。
介護職員18名以上、看護職員3名以上(特別養護老人ホーム(指定介護老人福祉施設)鹿助荘の職員と兼務)
- (5) 栄養士または管理栄養士 1名
献立の作成、栄養の計算、食品の管理及び調理指導に関すること。
特別養護老人ホーム(指定介護老人福祉施設)鹿助荘の管理栄養士と兼務
- (6) 機能訓練指導員 1名
利用者の機能訓練指導に関すること。
特別養護老人ホーム(指定介護老人福祉施設)鹿助荘の機能訓練指導員と兼務

(7) 調理師その他の従業者

当該指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護事業所の実状に応じた適当な数。特別養護老人ホーム(指定介護老人福祉施設) 鹿助荘の職員と兼務

(8) 医師(嘱託医) 1名以上

利用者の診療と健康管理及び保健衛生の指導に関すること。
特別養護老人ホーム(指定介護老人福祉施設) 鹿助荘の医師と兼務

(利用定数)

第5条 利用定員は1ユニット10人とする。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日

原則として年中無休とする。

(2) 営業時間(利用者受入れ時間)

原則として、午前8:30から午後5:30までとする。

(短期入所生活介護の内容)

第7条 指定短期入所生活介護の内容は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の利用者等の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行うため次のサービスを行う。

(1) 指定短期入所生活介護計画の作成

相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、利用者に心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的サービスの内容等を記載した指定短期入所生活介護計画の作成(介護予防含む)を行う。

(2) 介護

利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、入浴・清拭・排泄を適切な技術をもって行うほか、離床・着替え・整容その他の日常生活の援助を行う。

(3) 食事の提供

利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体状況及び嗜好を考慮し、

適切な時間に提供するものとする。

(4) 栄養管理

栄養管理体制として栄養士または管理栄養士を1名配置し、利用対象者には医師の指示せんに基づく療養食の提供を行うものとする。

(5) 機能訓練

利用者の心身等の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送るうえで必要な生活機能の改善又は維持のため機能訓練を行う。

(6) 健康管理

常に利用者の健康状況に注意するとともに、健康維持のための適切な措置を行う。

(7) 相談及び援助

常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言、その他の援助を行う。

(8) 送迎サービス

家族による入退所時の送迎が困難な利用者に対しては、送迎の便宜を図る。

(9) その他のサービス

教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行う。

(短期入所生活介護の利用料等)

第8条 利用料・その他の費用については次のとおりとする。(別表1、2参照のこと)

(1) 法定代理受領分介護報酬の告示の額

(2) 法定代理受領分以外介護報酬の告示の額

(3) 前項に定めるもののほか、利用者が特に希望する物やサービスに関しては、別に利用者から実費を徴収するものとする。

(通常を送迎の実施地域)

第9条 通常を送迎の実施地域は、南区、城南区、中央区、博多区、早良区、西区、那珂川市、春日市等の往復1時間以内の地域とする。その他の地域は相談に応ずる。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第10条 利用者は、自らに心身の保持に努めるほか、他の利用者の迷惑になる行為を行ってはならない。又、施設管理上の所規定を遵守するものとする。

(身体拘束)

第11条 事業所では、自傷他害等の恐れがある場合等、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急止むを得ない場合を除き、原則として身体拘束その他の契約者の行動を制限する行為を行いません。緊急止むを得ず身体的拘束等を行う場合、①切迫性(直ちに身体拘束を行わなければ、当該利用者又は他の利用者等の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合)②非代替性(身体拘束以外に、当該利用者又は他の利用者等の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合)③一時性(身体拘束その他の行動制限は一時的なものであることが必要です。当該利用者又は他の利用者の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解除します)の要件を満たしていることを臨時の委員会にて確認の後、当該利用者及びご家族等に説明し、同意を得たうえで対処し、その実施状況や時間等について経過観察記録を作成し保管します。また、事業所として身体的拘束等をなくしていくための取組みを積極的に行います。

2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(緊急時における対応方法)

第12条 従事者は、指定短期入所介護の実施中に、利用者の心身の状況が急変、その他の緊急事態が発生したときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第13条 事業所は、想定される非常災害の態様ごとに、その程度及び規模に応じ非常災害に関する具体的計画を定めるものとする。

- 2 施設長又は防火管理者は、非常災害その他緊急時に備え、防火教育を含む総合訓練を地域消防署の協力を得た上で、年2回以上実施する等、利用者の安全に対して万全を期するものとする。
- 3 事業所は、医療機関、他の社会福祉施設及び地域住民と非常災害時における連携及び協力関係を構築するよう努めるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(受給資格等の確認)

第15条 サービスの提供を求められた場合は、その被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有効期間等確かめる。

- 2 前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されている場合には、当該意見に配慮してサービスを提供する。

(衛生管理等)

第16条 設備等の衛生管理に努め、また衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品、医療用具の管理を適正に行う。

- 2 事業所は、当該施設において、感染症が発生、又は蔓延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒

の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

(秘密保持等)

第17条 事業所の従業者は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者または家族等の秘密を漏らさない。

(虐待防止に関する措置)

第18条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(職場におけるハラスメントの防止)

第19条 事業所は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従事者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(会計の区分)

第20条 サービスの事業者の会計を、その他の事業の会計と区分する。

(記録の整備)

第21条 従事者は、施設の設備、職員及び会計に関する記録、利用者に対する施設サービスの提供に関する記録その他必要な記録を整備し、社会福祉法人順和 文書管理規程（令和3年4月1日付）に定める期間保存する。

(研修)

第22条 事業所は、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、職員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

なお、研修は次の通り実施する。

(1) 採用時研修 採用後3ヵ月以内

(2) 継続研修 年1回以上

(補則)

第23条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人順和と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする

附 則

この規程は、

平成17年10月1日から実施する。

平成18年4月1日から実施する。

平成24年10月1日一部変更（第4条(6)、別表1）

平成31年4月1日一部変更（第4条、別表1）

令和3年4月1日から実施する。

令和5年11月1日から実施する。（第9条、第11条、一部改訂）

別表 1

お支払いいただく利用者負担金は次のとおりです。

短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護

(1) 法定給付サービス分（基本算定部分）

短期入所生活介護

	1日あたり			
	サービス 利用単位	利用者負担金 (1割)	利用者負担金 (2割)	利用者負担金 (3割)
要介護 1	704 単位	743 円	1,486 円	2,229 円
要介護 2	772 単位	815 円	1,629 円	2,444 円
要介護 3	847 単位	894 円	1,787 円	2,681 円
要介護 4	918 単位	969 円	1,937 円	2,906 円
要介護 5	987 単位	1,042 円	2,083 円	3,124 円

介護予防短期入所生活介護

	1日あたり			
	サービス 利用単位	利用者負担金 (1割)	利用者負担金 (2割)	利用者負担金 (3割)
要支援 1	529 単位	558 円	1,116 円	1,674 円
要支援 2	656 単位	692 円	1,384 円	2,076 円

※レセプト請求上、端数処理の際差額が発生する場合があります。

※福岡市の介護報酬地域区分単価は5級地(1単位当たり 10.55円)となります。

(2) 法定給付サービス (加算部分)

加算項目	加算内容
サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)	当該施設の介護職員総数の内、介護福祉士の占める割合が80%以上である場合、もしくは勤続10年以上の介護福祉士が30%以上の場合に、サービス提供体制強化加算Ⅰ(22単位)として、24円(1割負担者)／日のご負担が発生します。
サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	当該施設の介護職員総数の内、介護福祉士の占める割合が60%以上である場合、サービス提供体制強化加算Ⅱ(18単位)として、19円(1割負担者)／日のご負担が発生します。
サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)	当該施設の介護職員総数の内、介護福祉士の占める割合が50%以上である場合、サービス提供体制強化加算Ⅲ(6単位)として、7円(1割負担者)／日のご負担が発生します。
看護体制加算(Ⅰ)	常勤の看護師の配置を評価する看護体制加算(4単位)に伴い、5円(1割負担者)／日のご負担が発生します。
看護体制加算(Ⅱ)	看護職員を、最低基準1人以上上回って配置していることを評価する看護体制加算(8単位)に伴い、9円(1割負担者)／日のご負担が発生します。 ※ 看護体制加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)は条件を満たしていれば同時に算定可能です。
夜勤職員配置加算(Ⅱ)	基準を上回る夜勤職員の配置を評価する夜勤職員配置加算(18単位)に伴い、19円(1割負担者)／日のご負担が発生します。
認知症緊急対応加算 (※①)	認知症行動・心理症状が認められ、在宅生活が困難になったと医師が判断した者を緊急で受入れた場合、200単位／日(入所日から7日を上限)の加算に伴い211円(1割負担者)／日のご負担が発生します。
若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者を受入れた場合、若年性認知症受入加算(120単位)に伴い、127円(1割負担者)／日のご負担が発生します。 (※①を算定する場合は算定不可)
緊急短期入所受入加算	居宅サービス計画において計画されていない短期入所生活介護を緊急に行った場合、緊急短期入所受入加算(90単位)として、95円(1割負担者)／日のご負担が発生します。 (入所日から7日間あるいは14日間を上限、※①を算定する場合は算定不可)
在宅中重度者受入加算	居宅にて利用していた訪問看護事業所から派遣された看護職員が健康上の管理等を行った場合、449円(1割負担者)／日のご負担が発生します。

療養食加算	療養食に対する評価加算(8単位/回)に伴い、9円(1割負担者)/日のご負担が発生します。(1日に3回が限度とします)
送迎加算	送迎を行った場合、送迎加算(184単位)として、片道につき195円(1割負担者)のご負担が発生します。
長期利用者提供減算	連続して30日を超えて短期入所生活介護を利用した場合、入所の所定単位数に合わせて減算します。
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	外部のリハビリテーション専門職との連携による生活機能向上連携加算(100単位/月)に伴い、対象利用者は106円(1割負担者)/月のご負担が発生します。
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	外部のリハビリテーション専門職が施設に来荘された際の連携による生活機能向上連携加算(200単位/月)に伴い、対象利用者は211円(1割負担者)/月のご負担が発生します。
認知症専門加算(Ⅰ)	認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の利用者が50%以上であり、認知症介護実践リーダー研修修了者が定期的に会議を行った事に対する評価加算(3単位)に伴い、4円(1割負担者)/日のご負担が発生します。
認知症専門加算(Ⅱ)	認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の利用者が50%以上であり、認知症介護実践リーダー研修修了者が職員別に研修計画を作成し、実施を行った事に対する評価加算(3単位)に伴い、4円(1割負担者)/日のご負担が発生します。
短期生活機能訓練体制加算	機能訓練指導員の配置を評価する短期生活機能訓練体制加算(12単位/日)に伴い、対象利用者は13円(1割負担者)/日のご負担が発生します。
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数に14.0%を乗じた単位数で算定いたします。
看取り連携体制加算	看取り期の利用者に対するサービス提供体制の強化を図る観点から、レスパイト機能を果たしつつ、看護職員の体制確保や対応方針を定め、看取り期の利用者に対してサービス提供を行った場合に対する評価加算(64単位/日)に伴い、対象利用者は68円/日(1割負担者)のご負担が発生します。
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討する委員会を開催している上で、見守り機器やインカム、介護記録ソフトウェアなどのテクノロジーを全て導入していることに対する評価加算(100単位/月)に伴い、105円/月(1割り)・209円(2割)・314円(3割)のご負担が発生します。

生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討する委員会を開催している上で、見守り機器やインカム、介護記録ソフトウェアなどのテクノロジーをいずれか導入していることに対する評価加算(10単位/月)に伴い、11円/月(1割り)・21円(2割)・32円(3割)のご負担が発生します。
口腔連携強化加算	当施設の職員が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に対する評価加算(50単位/月)に伴い、対象利用者は53円/月(1割負担者)のご負担が発生します。

※上記の加算部分については、体制状況により変更する場合があります。

※加算内容の金額は1割金額にて計算しています。

別表 2

(3) 法定給付外サービス費

①滞在費・食費の利用者負担額（1日あたり）

第4段階				
滞在費	2,066 円			
食費	1,600 円（朝食 350 円 昼食 650 円 夕食 600 円）			
介護保険負担限度額認定対象				
段階	第3段階②	第3段階①	第2段階	第1段階
滞在費	1,370 円		880 円	880 円
食費	1,300 円	1,000 円	600 円	300 円
	1,445 円 （朝食 315 円 昼食 605 円 夕食 525 円）			

※第1段階～第3段階の方は、介護保険から補足給付があります。

②その他の実費

理美容代	希望により提供した理美容に要した費用の実費
日常生活に要する費用で利用者負担となるもの	希望により提供した日常生活品費の実費 希望により提供した教養娯楽費の実費 嗜好品等利用者個人の要望にかかる各種経費等の実費

(4) お支払の内容は、介護サービス費の1割・食事の提供に係る費用・滞在費・その他実費の合計額をお支払いいただきます。1日あたりの合計額は下記の表をご参照ください。

※加算、実費は含まれておりません。

①短期入所生活介護

	第4段階 (3割負担)	第4段階 (2割負担)	第4段階 (1割負担)	第3段階②	第3段階①	第2段階	第1段階
要介護1	5,895	5,152	4,409	3,413	3,113	2,223	1,923
要介護2	6,110	5,295	4,481	3,485	3,185	2,295	1,995
要介護3	6,347	5,453	4,560	3,564	3,264	2,374	2,074

要介護 4	6,572	5,603	4,635	3,639	3,339	2,449	2,149
要介護 5	6,790	5,749	4,708	3,712	3,412	2,522	2,222

②介護予防短期入所生活介護

	第4段階 (3割負担)	第4段階 (2割負担)	第4段階 (1割負担)	第3段階②	第3段階①	第2段階	第1段階
要支援 1	5,340	4,782	4,224	3,228	2,928	2,038	1,738
要支援 2	5,742	5,050	4,358	3,362	3,062	2,172	1,872

※介護保険料の滞納等により、介護保険が適用されない場合は介護サービス費を全額自己負担でお支払いいただき、後日償還払いと致します。

(5) ご利用者負担金のお支払い方法

事業者は、当月の利用者負担金の請求書に明細を記載して、翌月15日までにご利用者に原則、郵送にてご請求いたします。翌月末日までに次のいずれかの方法によりお支払いください。

- ア. 自動口座引き落とし
- イ. 窓口での現金払い
- ウ. 金融機関への振込み

福岡銀行 長住支店 普通預金口座

口座番号 1569431

口座名義 社会福祉法人 順和

理事長 服部 直和

※振込み人のお名前は、サービスをご利用されたご本人名義でお願い致します。

特別養護老人ホーム ろくすけそう
鹿助荘

<重要事項説明書>

【 短期入所生活介護 】

【 指定介護予防短期入所生活介護 】

社会福祉法人 順和

〒811-1361 福岡市南区西長住二丁目1-57

電話番号 092-511-6711

ファックス番号 092-511-6715

1. 施設経営法人

法人名	社会福祉法人 順和
法人所在地	福岡市南区西長住二丁目1-57
電話番号	(092) 511-6711
代表者氏名	理事長 服部 直和
設立年月日	平成16年 8月 6日

<基本理念>

地域生活や家庭で、生活を組み立てることが困難になっている方々への身体的・精神的援助を行い、施設での日常生活を通して自立を促し、生き生きとした生涯を送っていただくことを目指します。

<運営方針>

- ・個人の尊厳を大事にし、利用者の意思及び人格を尊重します。
- ・家庭における生活への復帰を念頭に置き、自立した日常生活に適合できるよう残存機能に応じた支援を行います。
- ・明るい家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行います。
- ・地域の皆様との交友を通じて、地域における福祉の拠点としての施設作りを推進します。

2. ご利用施設

施設の種類	介護老人福祉施設
施設の名称	特別養護老人ホーム 鹿助荘
施設の所在地	福岡市南区西長住二丁目1-57
管理者	施設長 横山 信也
電話番号	(092) 511-6711
FAX番号	(092) 511-6715
ホームページ	http://www.nagao.or.jp
E-mail	rokusuke-info@s-jyunwa.or.jp

3. 事業の目的等

(1) 事業の目的

社会福祉法人順和が設置経営する特別養護老人ホーム鹿助荘は、老人福祉法の理念に基づき、居宅において常時の介護を受けることが難しい方に短期的に入所していただき、介護すること、並びに介護保険法に基づき、利用契約によるサービスを提供することを目的とします。

(2) サービスの特徴

①ユニットケア（少人数単位での生活）を行います。

- ・利用者お一人お一人の生活リズムにあわせ、他の利用者や職員と顔なじみの関係が作りやすく、ゆったりと安心して生活していただくことを目指します。

②居室は完全個室といたします。

- ・個人のプライバシーが守れます。
- ・お気軽にご家族、ご友人の方に面会していただけます。

4. 実施する事業

当法人では、次の事業を実施しています。

(1) 入所定員等

事業の種類		県知事の事業者指定		定員
		指定年月日	指定番号	
施設	特別養護老人ホーム	2005年10月1日	4071101994	60人
在宅	短期入所生活介護	2005年10月1日	4071101994	10人
在宅	介護予防短期入所生活介護	2006年4月1日	4071101994	
在宅	南第2地域包括支援センター	2009年4月1日	4001100124	
施設	地域密着型特別養護老人ホーム	2012年4月1日	4091100125	29人
在宅	短期入所生活介護	2012年4月1日	4071103636	10人
在宅	介護予防短期入所生活介護	2012年4月1日	4071103636	
在宅	南第11地域包括支援センター	2021年4月1日	4001100173	

5. 施設の概要

敷 地		3871.50 m ²
建物	構 造	鉄筋コンクリート造陸屋根3階建 (耐火建築)
	延べ床面積	3427.52 m ²
	利用定員	入所60人(6ユニット×10) 短期入所10人(1ユニット)

(1) 居室

居室の種類	室数	面積	一人当たりの面積
1人部屋(入 所)	60室	13.55~14.40 m ²	13.80 m ²
1人部屋(短期入所)	10室		

※指定基準は、13.2 m²以上です。

※各居室には電動式ベッド、トイレ、洗面台があります。

※短期入所の部屋には小型タンスがあります。

(2) 主な設備

設備の種類	室数等	面積	一人当たりの面積
地域交流スペース	1箇所	251.89 m ²	3.59 m ²
共同生活室	7室	61.22～61.89 m ²	6.16 m ²
一人用浴室	6室	5.95～7.97 m ²	—
浴場・機械浴室	1室	17.88 m ²	—
医務室	1室	8.03 m ²	—
談話室	1箇所	30.53 m ²	—

6. 職員体制

(1) 職員の配置 (2024年9月1日現在)

職 種	指定基準 配置人数	常勤換算 人数	区分		保有資格
			常勤	非常勤	
施設長	1	0.5	1		—
事務員	1	2.5	3		—
生活相談員	1	2	2		介護福祉士 社会福祉主事
介護支援専門員	1	2	2		介護支援専門員
介護職員	21	36.1	28	15	介護福祉士等
看護職員	3	3	4		看護師 准看護師
機能訓練指導員 (看護師兼務)	1	1	2		看護師
医師	必要数	0.4		2	内科、精神科
管理栄養士	1	1	1		管理栄養士

※基準配置人数は、人員基準に従い施設の規模により配置が必要な人数。常勤換算数は、当施設の常勤が勤務する時間により算出した人数であり基準配置人数以上の配置にしています。実人数は、この重要事項説明書を作成した時点の基本的な実人数を表示していますので、説明時点では人数が異なる場合がありますのでご了解ください。

(併設の短期入所生活介護施設の職員数を含みます。)

※常勤換算：職員それぞれ週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（例：週 40 時間）で除した数です。

(例) 週 20 時間勤務の介護職員が 5 名いる場合

常勤換算では『20 時間×5 名÷40 時間=2.5 名』となります。

(職務の内容)

職 種	職 務 内 容
施設長	理事会の決定に従い、施設の職員の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う
医師	入所者に対して、健康管理及び療養上の指導を行う
生活相談員	入所者・利用者の入退所、生活相談及び援助の計画立案、実施に関する業務を行う
看護職員	医師の診療補助及び医師の指示を受けて、入所者・利用者の看護や施設の保健衛生業務を行う
介護職員	入所者・利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う
介護支援専門員	施設サービス計画の作成等、入所者の介護支援に関する業務を行う
機能訓練指導員	入所者・利用者の状況に適した機能訓練や生活リハビリにより心理的・身体的機能の低下を防止するよう努める
管理栄養士	食事の献立、栄養管理・栄養指導等を行う
事務員	施設の事務処理を行う

(2) 職員の勤務体制

職種	勤務時間	お休み
施設長	日勤 8:30 ~ 17:30	4週8休
生活相談員	日勤 8:30 ~ 17:30	4週8休
介護支援専門員	日勤 8:30 ~ 17:30	4週8休
介護職員	早出 7:00 ~ 16:00 日勤 8:00 ~ 17:00 遅出 13:00 ~ 22:00 夜勤 22:00 ~ 7:00 夜間(22:00 ~ 7:00)は、原則として職員1名あたり入所者20名の生活支援をします。	4週8休
看護職員	日勤 8:00 ~ 17:00 遅出 10:00 ~ 19:00	4週8休
機能訓練指導員	日勤 8:30 ~ 17:30	4週8休
管理栄養士	日勤 8:30 ~ 17:30	4週8休

7. サービスの内容

(1) 介護保険給付対象となるサービス（法定給付サービス）

サービスの種類	サービスの内容
食 事	利用者の心身の状態及び嗜好を尊重して健康と栄養面を総合的に考えた食事の提供を行います。家庭での日常行為を利用者の生活の中で共に行い、急がずゆっくり食事を楽しめるように食事の雰囲気作りに努めます。
栄養管理	利用者の栄養管理に関する評価を以下のように実施します。 1 栄養士または管理栄養士を1名配置します。 2 利用者の栄養状態を適切にアセスメントし、その状態に応じて多職種協力により栄養ケア・マネジメントを実施します。 3 経管により食事を摂取する利用者について、経口摂取を勧めるために、医師の指示に基づく栄養管理を行います。 4 医師の食事箋に基づく療養食の提供を行います。
排 泄	プライバシーや羞恥心に配慮した支援に努めます。利用者の排泄の状況に応じた予防的ケアを実施していきます。日頃の食事や水分量も配慮し排泄姿勢等も考えて、できるだけ自然排泄への働きかけを行います。
入 浴	ゆっくりくつろいで入浴ができる様にマンツーマンでお誘いから居室に戻られるまでのケアを実施します。清潔と利用者の身体状況、身体の動きに合わせた安全な入浴を提供します。
日常生活	利用者の生活リズムを尊重し、生活歴や習慣を基に心身の状態や障害の程度に応じた日常生活が送れるように支援します。施設内に留まらず外出の機会を考え、地域や近隣の学校等の行事参加など施設内外での生活を楽しくて頂けるように努めます。
生活リハビリ	たとえ認知症や障害があっても、「日常」という生活場面の中で、利用者の新たな生活上での目標を介護者と共に見つけ、その目標に向かって、新たにできる生活行為や意欲を引き出し、生活動作を継続できるよう支援します。日常生活動作を通しての機能訓練によって自立支援を促します。
健康管理	看護職を中心として、朝起きられた時から食事の状況、顔色、表情等を含め日常生活の中で体調の変化に留意し、健康管理を実施していきます。
相 談	療養上の問題、苦情等相談については相談窓口、担当者を設けており、随時ご相談に応じます。

(2) 介護保険給付の対象とならないサービス（法定給付外サービス）

その他(実費)	理美容サービス・特別な食事の提供
---------	------------------

(3) 介護及び看護の記録の開示について

介護及び看護の記録の保管	この契約の終了後5年間保管します。
開示の申出方法	法人に対して開示申出書にて行うものとします。 (社会福祉法人順和 情報公開・開示規定に基づく)
介護及び看護の記録の閲覧	土日曜・祝祭日を除く、9:00～17:00
介護及び看護の記録の複写物の交付	複写に際しては、実費相当額を負担していただきます。(白黒10円/枚、カラー50円/枚)

8. 利用料金

別表、1（介護老人福祉施設）を参照ください。

※社会情勢の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、サービス利用料金の変更をすることがあります。その場合は、事前にその内容と事由についてご説明いたします。

9. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「特別養護老人ホーム鹿助荘消防計画」に準じ対応を行います。			
平常時の訓練等 防火設備	別途定める「消防計画」に準じ年2回夜間および昼間を想定した避難訓練を、利用者の方も参加して実施します。			
	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	有	防火扉・シャッター	有
	避難階段	有	屋内消火栓	有
	自動火災報知機	有	非常通報装置	有
	誘導灯	有	非常用電源	有
	カーテン布団等は防災性能のあるものを使用。			
消防計画等	消防署への届出日：平成31年1月1日 防火管理者：熊添 陽介			

10. 協力医療機関

当施設では、下記の医療機関・歯科医療機関にご協力をお願いしております。

(1) 協力医療機関

医療機関の名称	医療法人順和 長尾病院 (内科)
住所	〒814-0153 福岡市城南区樋井川3丁目47-1
電話番号	092-541-2035

医療機関の名称	医療法人 井口野間病院 (精神科)
住所	〒815-0074 福岡市南区寺塚1丁目3-47
電話番号	092-551-5301

医療機関の名称	医療法人財団 博愛会 博愛会病院
住所	〒810-0034 福岡市中央区笹丘1丁目28番25号
電話番号	092-741-2626

(2) 協力歯科医療機関

医療機関の名称	くす乃歯科オーラルケアクリニック
住所	〒812-0879 福岡市博多区銀天町二丁目2番38号
電話番号	092-586-9018

11. 相談窓口・苦情相談

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口でお受けします。

苦情責任者	施設長 横山 信也
窓口担当者	生活相談員 豊原 玲二 (資格：介護福祉士) 介護支援専門員 元土肥 理恵 (資格：介護支援専門員)
ご利用時間	毎週月～日曜日 9:00～17:00
電話番号	092-511-6711
FAX 番号	092-511-6715

※ご意見箱を各階に設置していますので、ご利用ください。

(2) 第三者委員による苦情受付

当施設では、以下の第三者委員に、苦情・相談の受付を依頼しています。

氏名	役職	対応日	対応時間	連絡先等
波多野 麻子	西長住 民生委員児童委員協議会会長	月～金	9:00～16:00	平日昼間 511-6711 施設よりご連絡致します
福山 麻利子	西花畑 児童・民生委員			
徳安 寿美子	西花畑 児童・民生委員			

(3) 行政機関その他苦情受付機関

福岡市南区役所 福祉・介護保険課	所在地 福岡市南区塩原三丁目25-3 電話番号 092-559-5125
福岡市城南区役所 福祉・介護保険課	所在地 福岡市城南区鳥飼6丁目1番1号 電話番号 092-711-6030
福岡市中央区役所 福祉・介護保険課	所在地 福岡市中央区大名2丁目5番31号 電話番号 092-718-1145
福岡市早良区役所 福祉・介護保険課	所在地 福岡市早良区百道2丁目1の1 電話番号 092-833-4352
福岡市博多区役所 福祉・介護保険課	所在地 福岡市博多区博多駅前2丁目8番1号 電話番号 092-419-1078
福岡市西区役所 福祉・介護保険課	所在地 福岡市西区内浜1丁目4番1号 電話番号 092-895-7063
春日市役所 高齢者支援課	所在地 春日市原町3-1-5 電話番号 092-584-1111
那珂川市役所 高齢者支援課	所在地 那珂川市西隈1丁目1番1号 電話番号 092-953-2211
福岡県国民健康保険 団体連合会（国保連）	所在地 福岡市博多区吉塚本町13-47 電話番号 092-642-7859
福岡県運営適正化委員会	所在地 福岡県春日市原町3丁目1-7 福岡県総合福祉センター内 電話番号 092-915-3511

(4) 要介護施設従事者による高齢者虐待に関する行政の相談等窓口

福岡市福祉局 高齢社会部 事業者指導課	所在地 福岡市中央区天神一丁目8-1 電話番号 092-711-4319
------------------------	---

(5) 苦情体制

- ・相談及び苦情があった場合、相談窓口担当者が相談者へ連絡をとり、面談や自宅訪問の方法により状況の把握を行います。
- ・相談窓口担当者は当該担当者に状況の説明を求め、検討会議を実施し、利用者や家族からの相談及び苦情に対する対応を協議します。
- ・協議された事項及び対応について速やかに相談者に報告・説明し、理解、協力を得ます、(検討対応に2日以上要するときは、相談者にその旨を連絡し、承諾を得ること)
- ・相談及び苦情の内容、検討事項、結果などについては、記録台帳に記載するとともに、再発防止に役立てます。
- ・相談及び苦情の検討や対応にあたって、必要に応じ事業所責任者や居宅サービス提供者等と連携して対応します。

1 2. 事故発生時の対応

当施設内でサービスの提供により事故が発生した場合は、別途定める「事故発生時のマニュアル」に準じ、賠償すべき事故の場合は誠意をもって以下の対応をさせていただきます。ただし、事業所の故意または過失が認められない事故につきましては、この限りではありません。

(1) 応急措置

ご本人様に対して事故が発生した場合は、まず可能な限りの応急措置に全力を尽くします。

(2) 連絡

ご本人様に対して事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行います。

(3) 医療機関等との連携

ご本人様に対して事故が発生した場合は、必要に応じて協力病院等と連携をとり対応いたします。また、夜間等救急搬送が必要なケースの場合は最寄りの救急医療機関へ搬送致します。

(4) 記録の保管

事故が発生した場合は、事故発生からその後の対応について正確な記録をとりご本人、ご家族に説明いたします。

(5) 事故等の賠償について

ご本人様に対して賠償すべき事故が発生した場合は、下記の保険会社を通じて損害賠償を速やかに行います。

保険会社	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
保険内容	対人賠償（死亡保険、1億円/名、10億円/事故）
	対物賠償 1事故1,000万円 人格権侵害 見舞費用

1.3. 衛生管理等

- (1) 施設、食器その他の設備、または飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 事業所において感染症が発生または蔓延しないように必要な措置を講じます。
- (3) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

1.4. 身体的拘束

利用者又は他のご利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合に身体的拘束を行うときは、利用者本人やご家族に対してその内容目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を身体拘束に関する説明書に基づき説明・同意の上、最小限にとどめます。また身体拘束の状況記録を作成し、その記録をもとにご家族様と共に拘束の必要性や方法について再検討を行いながら、身体拘束をなくしていくよう努めます。

1.5. 褥瘡予防対策

褥瘡が発生しないように、褥瘡予防対策の指針に基づき適切な介護を行います。また、施設内において褥瘡委員会を設置して褥瘡の予防と対策を協議し、その結果を職員に周知徹底致します。定期的に行う職員研修の中で褥瘡に関する基礎知識を習得し、また褥瘡予防委員会活動の中で、褥瘡が発生するおそれのある入所者の情報を共有し、褥瘡予防上必要な介護用品等の充実を図り、褥瘡発生の予防に努めます。

1.6. 感染症対策について

感染症及び食中毒の発生・まん延を防ぐため、日常よりマニュアルに従って、その予防に努めます。また、感染対策委員会を月に1回開催し、感染症の予防と対策について話し合い、その内容を職員に伝えていきます。感染症が疑われる際には対処手順に従い対応致します。年に2回以上職員研修を実施し、感染症及び食中毒予防に対する知識と意識を向上させて参ります。

1.7. 当施設ご利用の際に留意いただく事項

当施設ご利用にあたって、施設にご利用されている利用者の共同生活の場として快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

(1) 送迎地域

短期入所介護 → 南区、城南区、中央区、早良区、博多区、西区、春日市、那珂川市等の往復1時間以内の地域（条件有）を送迎いたします。
詳しくは生活相談員へお尋ねください。

(2) 行動制限の排除

介護保険法の精神に準じて、ご本人様の生命の危険等のやむを得ない場合を除き日常生活における行動の制限は一切いたしません。各個人の人格、生活習慣（ライフスタイル）等を尊重し自由に行動していただけます。

(3) 持ち込み品

荷物は着替え・お薬等必要最小限の身の回り物をお持ち下さい。オムツ類は介護保険給付の対象ですので、特に指定のものがなければこちらでご用意いたします。

(4) 面会

・面会時間は9：00～20：00です

・正面玄関は20：00～翌日7：00まで施錠します。

これ以外の時間帯は入り口のドアホーンをご利用ください。面会者は、各ユニットに設置している面会簿に記入してください。※施設内外の感染症の発生状況に応じて、面会時間及び面会方法等の変更あり

(5) 外出

外出をされる場合は、必ず事前にお申し出ください。

(6) 医療機関への受診の場合

医療機関への定期・体調不良時の受診は、ご家族様の付き添いをお願い致します。救急搬送が必要な場合は、搬送依頼・搬送先への情報提供については、施設にて対応いたします。

(7) 電気使用料

電気使用料金は、利用者負担金に明細を記載し、利用日数ごとに請求いたします。

(8) 居室・設備・器具の利用

施設・設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復帰、又は相当の対価をお支払い頂くこととなりますのでご注意ください。

(9) 喫煙

健康上、受動喫煙防止のため施設内での喫煙は全面禁止となっております。入所者の喫煙は所定の場所（施設外）で可能ですが、たばこ、ライター等は施設で管理させていただきます。

(10) 所持品・貴重品の管理

所持品・貴重品の管理は各ご利用者によってお願いしております。金品のお持込みはご遠慮下さい。

(11) 迷惑行為等

- ・騒音、暴言、大声等他のご利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。
- ・むやみに他の利用者の居室等に立ち入らないようにしてください。
- ・施設内での他のご利用者に対する宗教活動及び、政治活動はご遠慮ください。
- ・個人情報保護のため、写真撮影、動画撮影及び録音は、送迎中を含めご利用中にご遠慮ください。
- ・携帯電話等での通話は、送迎中はお控え頂き、施設内では定められた場所及び時間内をお願いいたします。

18. 緊急時の対応

サービス提供時に体調が急変した場合、その他必要な場合は、家族、主治医、緊急医療機関等に連絡し、必要な措置を講じます。状態によっては、途中退所とさせていただきます場合がございます。

19. サービス契約の適用期間と解除・終了・キャンセルについて

(1) 適用期間

契約者が重要事項説明書（別表、1を含む）の内容の説明を受けた後、利用契約書を当施設に提出したときから効力を有します。また適用期間は契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までとします。但し、契約期間満了の2週間前までに契約者から文書による契約終了の申し入れがない場合に、契約は自動的に更新されるものとします。今後、厚生労働省の通知等により重要事項説明書の内容に変更があった場合は、ご利用者及び身元引受人へご通知します。

(2) 解除・終了

- ①ご利用者及び、身元引受者の方は、当施設に対して終了の意思表示により介護サービスを解除・終了することができます。
- ②当施設は、ご利用者、及び身元引受者の方に対して次に掲げる場合には、介護サービス利用を解除・終了させていただく場合があります。

- ・ご利用者が要介護認定において自立又は要支援（入所サービスのみ対象）と認定された場合。
- ・ご利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な介護サービスの提供範囲を超えると判断された場合。
- ・ご利用者及び、身元引受者の方が、サービス利用料金を滞納され、その支払いを催促させていただいたにもかかわらず30日以内に支払われない場合。
- ・天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設をご利用することができない場合。
- ・鹿助荘の理念や方針に対して理解と協力が得られず入居者に対して適切なサービスが困難となった場合。
- ・重度の認知症等により他人に対して危害を加える等の問題があり、精神科等の治療を行っても改善が見込めない場合。
- ・利用者が医療機関へ入院となった場合

20. 福祉サービス第三者評価実施状況

項目	内容
(1) 実施の有無	有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無
(2) 実施年月日(直近実施日)	令和 年 月 日
(3) 実施した評価機関	
(4) 評価結果の開示状況	

以上

【 説 明 確 認 欄 】

令和 年 月 日

本書面に基づいて重要事項を説明し、同意のもと交付しました。

事業所名 _____

説明者名 _____ 印

本書面により重要事項の説明を受け、同意のもと交付されました。

利用者名 _____ 印

身元引受人（代筆者） _____ 印

別表 1

お支払いいただく利用者負担金は次のとおりです。

短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護

(1) 法定給付サービス分（基本算定部分）

短期入所生活介護

	1日あたり			
	サービス 利用単位	利用者負担金 (1割)	利用者負担金 (2割)	利用者負担金 (3割)
要介護 1	704 単位	743 円	1,486 円	2,229 円
要介護 2	772 単位	815 円	1,629 円	2,444 円
要介護 3	847 単位	894 円	1,787 円	2,681 円
要介護 4	918 単位	969 円	1,937 円	2,906 円
要介護 5	987 単位	1,042 円	2,083 円	3,124 円

介護予防短期入所生活介護

	1日あたり			
	サービス 利用単位	利用者負担金 (1割)	利用者負担金 (2割)	利用者負担金 (3割)
要支援 1	529 単位	558 円	1,116 円	1,674 円
要支援 2	656 単位	692 円	1,384 円	2,076 円

※レセプト請求上、端数処理の際差額が発生する場合があります。

※福岡市の介護報酬地域区分単価は5級地(1単位当たり 10.55円)となります。

(2) 法定給付サービス (加算部分)

加算項目	加算内容
サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)	当該施設の介護職員総数の内、介護福祉士の占める割合が80%以上である場合、もしくは勤続10年以上の介護福祉士が30%以上の場合に、サービス提供体制強化加算Ⅰ(22単位)として、24円(1割負担者)／日のご負担が発生します。
サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	当該施設の介護職員総数の内、介護福祉士の占める割合が60%以上である場合、サービス提供体制強化加算Ⅱ(18単位)として、19円(1割負担者)／日のご負担が発生します。
サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)	当該施設の介護職員総数の内、介護福祉士の占める割合が50%以上である場合、サービス提供体制強化加算Ⅲ(6単位)として、7円(1割負担者)／日のご負担が発生します。
看護体制加算(Ⅰ)	常勤の看護師の配置を評価する看護体制加算(4単位)に伴い、5円(1割負担者)／日のご負担が発生します。
看護体制加算(Ⅱ)	看護職員を、最低基準1人以上上回って配置していることを評価する看護体制加算(8単位)に伴い、9円(1割負担者)／日のご負担が発生します。 ※ 看護体制加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)は条件を満たしていれば同時に算定可能です。
夜勤職員配置加算(Ⅱ)	基準を上回る夜勤職員の配置を評価する夜勤職員配置加算(18単位)に伴い、19円(1割負担者)／日のご負担が発生します。
認知症緊急対応加算 (※①)	認知症行動・心理症状が認められ、在宅生活が困難になったと医師が判断した者を緊急で受入れた場合、200単位／日(入所日から7日を上限)の加算に伴い211円(1割負担者)／日のご負担が発生します。
若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者を受入れた場合、若年性認知症受入加算(120単位)に伴い、127円(1割負担者)／日のご負担が発生します。 (※①を算定する場合は算定不可)
緊急短期入所受入加算	居宅サービス計画において計画されていない短期入所生活介護を緊急に行った場合、緊急短期入所受入加算(90単位)として、95円(1割負担者)／日のご負担が発生します。 (入所日から7日間あるいは14日間を上限、※①を算定する場合は算定不可)
在宅中重度者受入加算	居宅にて利用していた訪問看護事業所から派遣された看護職員が健康上の管理等を行った場合、449円(1割負担者)／日のご負担が発生します。

療養食加算	療養食に対する評価加算(8単位/回)に伴い、9円(1割負担者)/日のご負担が発生します。(1日に3回が限度とします)
送迎加算	送迎を行った場合、送迎加算(184単位)として、片道につき195円(1割負担者)のご負担が発生します。
長期利用者提供減算	連続して30日を超えて短期入所生活介護を利用した場合、入所の所定単位数に合わせて減算します。
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	外部のリハビリテーション専門職との連携による生活機能向上連携加算(100単位/月)に伴い、対象利用者は106円(1割負担者)/月のご負担が発生します。
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	外部のリハビリテーション専門職が施設に来荘された際の連携による生活機能向上連携加算(200単位/月)に伴い、対象利用者は211円(1割負担者)/月のご負担が発生します。
認知症専門加算(Ⅰ)	認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の利用者が50%以上であり、認知症介護実践リーダー研修修了者が定期的に会議を行った事に対する評価加算(3単位)に伴い、4円(1割負担者)/日のご負担が発生します。
認知症専門加算(Ⅱ)	認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の利用者が50%以上であり、認知症介護実践リーダー研修修了者が職員別に研修計画を作成し、実施を行った事に対する評価加算(3単位)に伴い、4円(1割負担者)/日のご負担が発生します。
短期生活機能訓練体制加算	機能訓練指導員の配置を評価する短期生活機能訓練体制加算(12単位/日)に伴い、対象利用者は13円(1割負担者)/日のご負担が発生します。
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数に14.0%を乗じた単位数で算定いたします。
看取り連携体制加算	看取り期の利用者に対するサービス提供体制の強化を図る観点から、レスパイト機能を果たしつつ、看護職員の体制確保や対応方針を定め、看取り期の利用者に対してサービス提供を行った場合に対する評価加算(64単位/日)に伴い、対象利用者は68円/日(1割負担者)のご負担が発生します。
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討する委員会を開催している上で、見守り機器やインカム、介護記録ソフトウェアなどのテクノロジーを全て導入していることに対する評価加算(100単位/月)に伴い、105円/月(1割り)・209円(2割)・314円(3割)のご負担が発生します。

生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討する委員会を開催している上で、見守り機器やインカム、介護記録ソフトウェアなどのテクノロジーをいずれか導入していることに対する評価加算(10単位/月)に伴い、11円/月(1割り)・21円(2割)・32円(3割)のご負担が発生します。
口腔連携強化加算	当施設の職員が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に対する評価加算(50単位/月)に伴い、対象利用者は53円/月(1割負担者)のご負担が発生します。

※上記の加算部分については、体制状況により変更する場合があります。

※加算内容の金額は1割金額にて計算しています。

別表 2

(3) 法定給付外サービス費

①滞在費・食費の利用者負担額（1日あたり）

第 4 段階				
滞在費	2,066 円			
食 費	1,600 円（ 朝食 350 円 昼食 650 円 夕食 600 円 ）			
介護保険負担限度額認定対象				
段 階	第 3 段階②	第 3 段階①	第 2 段階	第 1 段階
滞在費	1,370 円		880 円	880 円
食 費	1,300 円	1,000 円	600 円	300 円
	1,445 円 （ 朝食 315 円 昼食 605 円 夕食 525 円 ）			

※第 1 段階～第 3 段階の方は、介護保険から補足給付があります。

②その他の実費

理美容代	希望により提供した理美容に要した費用の実費
日常生活に要する費用で利用者負担となるもの	希望により提供した日常生活品費の実費 希望により提供した教養娯楽費の実費 嗜好品等利用者個人の要望にかかる各種経費等の実費

(4) お支払の内容は、介護サービス費の 1 割・食事の提供に係る費用・滞在費・その他実費の合計額をお支払いいただきます。1 日あたりの合計額は下記の表をご参照ください。

※加算、実費は含まれておりません。

①短期入所生活介護

	第 4 段階 (3 割負担)	第 4 段階 (2 割負担)	第 4 段階 (1 割負担)	第 3 段階②	第 3 段階①	第 2 段階	第 1 段階
要介護 1	5,895	5,152	4,409	3,413	3,113	2,223	1,923
要介護 2	6,110	5,295	4,481	3,485	3,185	2,295	1,995
要介護 3	6,347	5,453	4,560	3,564	3,264	2,374	2,074

要介護 4	6,572	5,603	4,635	3,639	3,339	2,449	2,149
要介護 5	6,790	5,749	4,708	3,712	3,412	2,522	2,222

②介護予防短期入所生活介護

	第4段階 (3割負担)	第4段階 (2割負担)	第4段階 (1割負担)	第3段階②	第3段階①	第2段階	第1段階
要支援 1	5,340	4,782	4,224	3,228	2,928	2,038	1,738
要支援 2	5,742	5,050	4,358	3,362	3,062	2,172	1,872

※介護保険料の滞納等により、介護保険が適用されない場合は介護サービス費を全額自己負担でお支払いいただき、後日償還払いと致します。

(5) ご利用者負担金のお支払い方法

事業者は、当月の利用者負担金の請求書に明細を記載して、翌月15日までにご利用者に原則、郵送にてご請求いたします。翌月末日までに次のいずれかの方法によりお支払いください。

- ア. 自動口座引き落とし
- イ. 窓口での現金払い
- ウ. 金融機関への振込み

福岡銀行 長住支店 普通預金口座

口座番号 1569431

口座名義 社会福祉法人 順和

理事長 服部 直和

※振込み人のお名前は、サービスをご利用されたご本人名義でお願い致します。